

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	クミニネ工業株式会社	コード	5388
提出日	2021/6/11	異動(予定)日	2021/6/29
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし				
1	鷲巢 信太郎	社外取締役	○												△				新任	有
2	伊藤 尚	社外取締役	○															○		有
3	堀越 孝	社外取締役	○															○		有
4	中里 猛志	社外取締役																		
5																				

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	鷲巢信太郎氏は、2015年まで富士フィルム株式会社の業務執行者でありました。現在当社と同社との間には営業取引関係がありますが、当該取引金額は当社の当期売上高の0.02%未満であり、一般株主と利益相反の生じる恐れがないものと判断しております。 また、同氏とは人材派遣会社を通じた契約の下、当社化成品事業全般に関するコンサルティングを受ける関係にありますが、当該取引金額は当社の当期販売管理費の0.5%未満であり、一般株主と利益相反の生じる恐れがないものと判断しております。	鷲巢信太郎氏は研究開発に関する豊富な経験や技術戦略のマネジメントに関する高い見識を有しており、現在は技術経営に関するコンサルティング会社の代表を務めております。技術経営のコンサルタントという専門的な立場から経営者の職務執行の適法性及び妥当性を客観的、中立的に監視できると考え同氏を選任するとともに、当社とは、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定するものであります。
2	該当事項なし	伊藤尚氏は、当社と顧問契約を締結していない法律事務所の弁護士であります。弁護士という法律の専門家の立場で経営者の職務執行の適法性及び妥当性を客観的、中立的に監視できると考え同氏を選任するとともに、当社とは利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しています。
3	該当事項なし	堀越孝氏は、当社と顧問契約を締結していない法律事務所の弁護士であります。弁護士という法律の専門家の立場で経営者の職務執行の適法性及び妥当性を客観的、中立的に監視できると考え同氏を選任するとともに、当社とは利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しています。
4		
5		

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。